

メタバース空間を活用した不登校児童生徒への
学習等支援業務に関する公募型プロポーザル
募集要領

メタバース空間を活用した不登校児童生徒への学習等支援業務にかかる公募型プロポーザルに参加する場合、この要領を熟読の上、不備や不足がないように提案書等の書類を提出すること。なお本プロポーザルの実施スケジュールは以下のとおりとする。

実施内容	実施期間又は期日
公告	令和８年１０月８日(木)
募集要領の交付	令和８年１０月１３日(火)から 同年１１月２日(月)午後５時まで
参加申込書等に対する質疑受付期間	令和８年１０月１３日(火)から 同年１０月１９日(月)午後５時まで
参加申込書等の質疑に対する回答期限	令和８年１０月２３日(金) ※市ホームページに掲載します。
参加申込書の提出期限	令和８年１１月２日(月)午後５時まで
参加資格審査	令和８年１１月４日(水)から 同年１１月９日(月)午後５時まで
参加資格審査結果通知	令和８年１１月９日(月)予定
提案書等の質疑受付期間	令和８年１１月９日(月)から 同年１１月１２日(木)午後５時まで
提案書等の質疑に対する回答期限	令和８年１１月１６日(月) ※市ホームページに掲載します。
提案書等の提出期限	令和８年１１月２０日(金)午後５時まで
提案審査（デモンストレーション・プレゼンテーション）	令和８年１２月２日(水)予定
提案審査結果通知及び公表	令和８年１２月１０日(木)予定
評価結果の開示	令和８年１２月１０日(木)から 同年１２月２５日(金)午後５時まで予定
契約事務（起工・見積依頼・予定価格・本見積）	令和８年１２月１０日(木)から 同年１２月２５日(金)まで予定
契約締結	令和８年１２月２５日(金)予定

1 業務の目的

本市では、教育等の振興に関する施策を総合的に推進していくため、「教育施策大綱(令和6年2月策定)」及び「教育振興基本計画(令和8年3月策定)」を策定している。

本業務は、不登校状態にある児童生徒、特に担任以外の支援を受けていない児童生徒が、メタバース空間においてオンライン授業を受講し、また、オンライン上で相互につながる「居場所」の提供を実現するため、メタバース空間を構築するものである。

これにより、メタバース空間において、不登校状態にある児童生徒にとっての「学習機会」と「人とのつながり」の充実を図り、自己肯定感の醸成と将来の社会的自立に寄与することを目的とする。

2 業務概要

(1)業務名

メタバース空間を活用した不登校児童生徒への学習等支援業務

(2)業務内容

- ・業務計画書、マニュアルの作成
- ・メタバース環境の構築
- ・管理者向け説明会の実施
- ・利用者向け紹介動画の作成
- ・サポートスタッフの配置
- ・交流イベント等の企画立案及び運営
- ・利用者に関する報告
- ・問合せ窓口の設置

(3)履行期間

契約日の翌日から令和11年3月31日まで

(運用開始予定日は、令和9年3月1日)

3 提案上限額

本業務の提案上限額

22,904,200円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

(税抜額:20,822,000円)

※本金額はプロポーザルのために設定した提案上限額であり、契約金額ではない。

4 受託候補者の特定方式及び契約方法

本業務は、価格のみによる競争では目的を達成できないため、専門的な知識・経験等を有する事業者を広く公募し、デモンストレーション及びプレゼンテーションを行い、実施体制及び提案内容を評価するプロポーザル方式によって受託候補者を特定する。また、受託候補者と協議を行い、協議が整った時点で当該事業者と随意契約を締結する。

5 参加資格

本プロポーザルに参加ができる者は、次の各号に掲げる資格要件を全て満たす者とする。また、本プロポーザルには、他者と企業体を組んで参加することができるものとする。ただし、一つの企業が複数の企画提案に参加することはできない。共同企業体による場合は、全構成事業者が下記(1)から(7)までの要件を満たすものとする。なお、共同企業体の構成員の出資比率及び代表者の選定については、大野城市共同企業体運用要綱(平成5年要綱第18号)の規定を準用する。

なお、(2)の要件を満たしていない場合は、発注者所定の資格審査を受け、承認を得ることで参加資格を認める。

- (1) 大野城市競争入札参加資格等に関する規程(平成7年規程第1号)第3条各号のいずれにも該当しないこと。
- (2) 令和7・8年度の有資格者名簿(大野城市競争入札参加資格等に関する規程第7条に規定するものをいう。)に登載されていること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立がなされていないこと。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立がなされていないこと。
- (5) 企画競争参加申込書(様式第1号)の提出期限から受託候補者特定の日までにおいて、大野城市指名停止等の措置に関する規則(平成19年規則第23号)に基づく指名停止を現に受けていないこと。
- (6) 大野城市暴力団排除条例(平成22年条例第12号)第2条第1号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するもの又は暴力団員が役員となっている法人その他の団体でないこと。
- (7) 法人であること。
- (8) 過去5年以内(令和3年度以降)に、自治体への同種同規模のメタバース空間(150人以上が利用可能であり、不登校児童生徒への学習等の支援を目的としたメタバース空間)の構築かつメタバース空間における不登校児童生徒への学習等支援業務を遂行した実績を有すること。

6 資料配布

(1) 提案書提出要領等の配布期間

- ① 配布期間：令和8年10月13日(火)から同年11月2日(月)午後5時まで
- ② 配布方法：大野城市ホームページよりダウンロードすること。
<https://www.city.onojo.fukuoka.jp>
(トップページ>契約・入札情報>1.お知らせ>【招請公告】メタバース空間を活用した不登校児童生徒への学習等支援業務)

(2) 配布資料等

- ① メタバース空間を活用した不登校児童生徒への学習等支援業務に関する公募型プロポーザル募集要領
- ② メタバース空間を活用した不登校児童生徒への学習等支援業務仕様書
- ③ メタバース空間を活用した不登校児童生徒への学習等支援業務 プロポーザル評価内容・配点表
- ④ 様式集：様式第1～3号、第6～10号、教支様式第1号

7 質疑に関すること

(1) 質疑の提出方法

- ① 参加申込みに関する質疑
質疑期限：令和8年10月19日(月)午後5時まで(必着)
- ② 提案書等に関する質疑
質疑期限：令和8年11月12日(木)午後5時まで(必着)
- ③ 提出先
提出先：大野城市教育委員会 教育支援課 学校支援担当
メールアドレス：kyosidou@city.onojo.fukuoka.jp
- ④ 提出方法
質疑書(様式第2号)を電子メールにより提出
※いずれも電子メール以外での質疑は受け付けない。
※提出の際は、題名を「メタバース空間を活用した不登校児童生徒への学習等支援業務に関する質疑」とすること。

(2) 質疑に対する回答方法

- ① 参加申込みに関する質疑については、令和8年10月23日(金)正午までに
- ② 提案書等に関する質疑については、令和8年11月16日(月)正午までに
大野城市ホームページに公開する。質疑を提出した事業者名は非公開とする。

(3) 質疑を受け付けない項目

- ① 電話、口頭等による質問
- ② 他の参加者の提案書等に関する質問
- ③ 質疑期間以外の質問

8 参加申込みに関すること

(1) 参加申込書の作成方法

企画競争参加申込書(様式第1号)に必要事項を記載の上、必要関連書類を添えて提出すること。

(2) 提出期限・場所及び方法

- ① 期限：令和8年11月2日(月)午後5時まで(必着)
- ② 提出先：大野城市役所本館5階 教育支援課
- ③ 提出方法：直接持参又は郵送等(配達の証明ができるもの)
※提出期限までに到着したものに限り受理する。

9 提案書等に関すること

(1) 提案書の作成方法

業務目的達成のための考え方や事業の実施方針などを記載の上、別紙仕様書及びメタバース空間を活用した不登校児童生徒への学習等支援業務プロポーザル評価内容・配点表の提案書評価項目をもとに提案書を作成するとともに、利用者画面のイメージ図を用いるなど、ユーザビリティを確認できるものとする。また、本業務におけるプロジェクト管理体制(統括責任者、業務責任者及び主任担当者の氏名及び自治体におけるシステム導入等に携わった実績や、経験年数等)、構築スケジュール、構築の進め方について記載すること。なお、仕様書に記載の内容を含めたものであれば、表示等のページ展開は自由とする。

- ① 提案書の様式にあたっては、「メタバース空間を活用した不登校児童生徒への学習等支援業務配点表」の提案書評価の各項目に沿って、簡潔かつ明瞭に記述すること。
- ② 提案書の作成にあたっては、本業務の仕様書に記載しているもの(「仕様書」と記載)であるか、提案者の企画提案によるものであるかを明記すること。
- ③ 提案書は、A4判で40ページ以内とし、ページ番号を付すこと。なお、両面印刷の場合は、片面を1ページとして数えるものとし、A3判を使用する場合は、A4判2ページ分として換算する。
- ④ 提案書の表紙には、宛先「大野城市長 宛」、題名「メタバース空間を活用した不登校児童生徒への学習等支援業務 提案書」、提出年月日及び会社名を記載し押印すること。なお、副本には、会社名の記載はしないこと。
- ⑤ 提案書やプレゼンテーションで使用する資料に、名称やロゴマークなど参加者を識別できるような表示をしないこと。
- ⑥ 本業務に精通していない者でも理解できるよう分かりやすい資料とすること。

(2) 提案書の無効

以下に該当する提案書は無効とし、審査の対象としない。

- ① 本募集要領に定める規定に違反した提案書
- ② 公正な競争の執行を妨げた者、又は著しく不正な利益を得るために話し合いを行った者が提出した提案書
- ③ 参加者からの正式な書面により無効の意思がなされた提案書
- ④ 本業務の事務局に受理されていない提案書

(3) 見積書の作成方法

見積関係書類は以下の手順で作成すること。

- ① 「見積書(様式第3号)」は、メタバース空間を活用した不登校児童生徒への学習等支援業務の総額を記入すること。
- ② 課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約金額の110 分の100 に相当する金額を記載すること。
- ③ 金額の記載は、アラビア数字を用い、その頭部に「¥」を記載すること。
- ④ 見積書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分に押印し、見積書上部余白に「●字削除、●字加入」と明記すること(ただし、金額訂正は不可とする)。

(4) 見積書の無効

次の見積書は無効とし、審査の対象としない。

- ① 金額の記載がないもの。
- ② 金額の頭部に「¥」が記載されていないもの。
- ③ 法令又は見積条件に違反しているもの。
- ④ 見積書に記名・押印がなく、見積者が判明できないもの。
- ⑤ 所定の場所及び日時に到着しないもの。
- ⑥ 金額の重複記載、誤字又は脱字があり必要事項を確認できないもの。
- ⑦ 見積参加資格のない者、見積参加条件を満たさない者(指名停止期間中である者など見積参加条件に違反した者を含む。)及び虚偽の申請を行った者が作成した見積書。
- ⑧ 提案上限額を超えたもの。

(5) 提出期限・場所及び方法

- ① 期限 : 令和8年11月20日(金)午後5時まで(必着)
- ② 提出先 : 大野城市役所本館5階 教育支援課
- ③ 提出方法: 直接持参又は郵送等(配達の証明ができるもの)
※提出期限までに到着したものに限り受理する。

10 提出書類

提出書類		部数	提出期限等
参加申込	1	企画競争参加申込書(様式第1号)	1部
	2	委任状(様式第7号)	1部
	3	確約書(様式第8号)	1部
	4	商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)(複写可)	1部
	5	財務諸表 (貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、直近2年分)	1部
	6	市町村税の滞納がないことの証明書 (直近年度分で3か月以内に発行されたもの。複写可)	1部
	7	消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明書 (直近年度分で3か月以内に発行されたもの。複写可)	1部
	8	使用印鑑届(様式第9号)	1部
	9	役員一覧(教支様式第1号)	1部
	10	特定業務共同企業体協定書(様式第10号) ※共同提案を行おうとする場合に限る。	1部
	11	業務実績調書(様式第6号) ※提案評価(業務実績)にも使用。	実績ごとに1部
企画提案	12	見積書(様式第3号)	1部
	13	提案書(正本) ※会社名、社印等の記載があるもの	1部
	14	提案書(副本) ※会社名、社印等の記載がないもの	10部
	15	会社経歴書(任意様式:A4版1枚程度)	1部
	16	会社概要書(パンフレット)	1部

令和8年11月2日
(月)午後5時まで

※令和7・8年競争
入札参加資格を有
する業者については
4～9の書類は提出
不要

令和8年11月20日
(金)午後5時まで
※参加資格を有し
た業者のみ提出

11 受託候補者の特定に関する事項

(1) 受託候補者の特定

- ① 提案審査として提案書評価(配点30点)、デモンストレーション評価(配点40点)、プレゼンテーション評価(配点10点)及び価格評価(配点20点)を行い、提案審査の得点の合計(配点100点)が最も高い者を受託候補者として特定する。
- ② 提案審査の得点の合計が最も高い者であっても、価格面の評価を除く提案書評価、デモンストレーション評価及びプレゼンテーション評価の合計得点の平均が6割以上でなければ受託候補者に特定しないものとする。なお、参加者が1者の場合についても、同様の基準を満たさなければ受託候補者に特定しないものとする。
- ③ 合計得点在同点となった場合は、「デモンストレーション評価」の得点が高い者、その得点も同点であった場合は、「提案書評価」、「プレゼンテーション評価」、「価格評価」の順に得点の高い者を受託候補者として特定する。

(2) 評価方法

審査委員(7名)により提案書評価、デモンストレーション評価、プレゼンテーション評価及び価格評価による提案審査を行う。

- ① 提案書評価、デモンストレーション評価及びプレゼンテーション評価の点数は、「メタバース空間を活用した不登校児童生徒への学習等支援業務プロポーザル評価内容・配点表」に基づき算出し、審査委員全員の平均点とする。なお、小数点以下の端数が生じる時は、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位までとする。
- ② 価格評価の点数は、提案上限額を基準とし、絶対評価方式による以下の式にて算出する。

$$\text{価格点} = 20\text{点} \times (1 - \text{見積額} / \text{提案上限額})$$

(3) デモンストレーションの内容

- ① デモンストレーションを行う提案順番は事務局において決定する。
- ② デモンストレーションの制限時間は20分とし、審査委員がシステムの操作性を確認するため、提案者は発注者が定めたデモンストレーションの進行要領に基づき、システムの特徴、操作方法の概要説明及びデモンストレーションを行う。その後、審査員による15分程度の質疑応答時間を設ける。
- ③ デモンストレーションの進行要領は、9(5)の規定による提案書等の提出があった者に別途配布する。
- ④ デモンストレーションに使用するスクリーン及びプロジェクターは事務局が用意し、パソコンその他の必要な機材及び通信手段については提案者が用意するものとする。

(4) プレゼンテーションの内容

- ① プレゼンテーションを行う順番は、審査委員会の事務局において決定する。
- ② プレゼンテーションの制限時間は20分とし、その後、審査委員による15分程度の質疑応答時間を設ける。
プレゼンテーションにおける質疑は、提案書の内容及びプレゼンテーションについて行う。
- ③ パソコンを使用したプレゼンテーションを参加者が希望する場合、スクリーン及びプロジェクターは事務局が用意し、パソコンその他の必要な機材及び通信手段については参加者が用意するものとする。
- ④ プレゼンテーションへの出席は、実際に業務を実施する際の担当者を含む3名以内とする。

(5) 評価結果の公表

- ① 審査結果については、全ての得点及び提案、デモンストレーション評価及びプレゼンテーション評価及び価格点を記載した一覧表を、大野城市教育委員会教育支援課窓口で公表する。
- ② 参加者は、審査結果について不服申立てがある場合は、審査結果通知書を受け取った日の翌日から起算して7日以内に書面により、市長に対して非特定の理由について説明を求めることができるものとする。
- ③ 市長は、前項の説明を求められたときは、特別の事情がある場合を除き、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して14日以内に、書面等により回答するものとする。
- ④ 審査結果については、その可否に関わらず「審査結果通知書(様式第11号)」により全ての参加者へ通知する。

12 契約手続き

- (1) 受託候補者に特定された者と、発注者の間で、仕様内容、経費等について再度調整を行った上で、協議が整った場合、委託契約を締結する。
- (2) 受託候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。また、受託候補者が、契約締結交渉の結果、合意に至らなかったとき、前記5の要件を満たさなくなったとき、又は不正と認められる行為が判明したときは、次順位者との交渉を行う。

13 その他

- (1)参加申込書を提出した後、発注者が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- (2)本プロポーザルにかかる一切の費用は、参加者が負担するものとする。
- (3)提案された提案書及び関連資料は、返還、差し替え、変更又は取消しすることができない。
- (4)提出された提案書は、提案内容の審査及び受託候補者の特定以外の目的に参加者に無断で使用しない。
- (5)書類等の作成に用いる言語、通貨及び単価は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位とする。
- (6)提出した提案書の取扱いは、大野城市財務規則(昭和53年規則第3号)、大野城市情報公開条例(平成16年条例第1号)その他関係法令によるものとする。

14 本業務の事務局・問合せ先

大野城市教育委員会教育支援課学校支援担当
〒816-8510大野城市曙町二丁目2番1号
電話番号:092-580-1877(直通)
メールアドレス:kyosidou@city.onojo.fukuoka.jp